

【夏合宿 第四問】

甲は、自宅において、多額の負債があり生活にも窮していた弟乙から金銭の入手方法について相談を持ちかけられた。甲は、東京都八王子市 X 番地 A 方の生活の様子を知っており、同人は 30 万位の金を持っているものと見受けられるので、乙に対し右 A 方に這入ればよい、襲えばよいなどと申し向けた。また、甲は乙に対して、家の構造や付近の地形を図解して示し、A 方に侵入して金品を盗取することをそそのかした。

乙は甲の教唆により強盗をなすことを決意し、協力者として丙と丁を募り、平成 15 年 7 月 10 日午後 11 時頃に日本刀、短刀、麻縄、バール等を携え、強盗の目的で A 方奥手口から施錠を所携のバールで破壊して屋内に侵入した。

しかし、母屋に侵入する方法を発見できなかったので断念した。その後、Y らは犯意を継続して A 方の隣家の B 商会に押し入ることを謀議し、乙は B 商会付近で見張りをなし、丙と丁は屋内に侵入した。就寝中の C を起こして携帯していた日本刀や短刀を突き付け、「騒ぐと刺すぞ、金を出せ」等申し向けた。そして C の手足を麻縄及びその場にあった手ぬぐい等を使用して縛り、腕時計、現金在中の金庫を強取した。

甲の罪責を検討せよ。

最高裁昭和 25 年 7 月 11 日第 3 小法廷判決